

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

## 1. 技能労務職員等の現状

### (1) 民間類似職種等との比較

区 分	利 府 町					国（行政職俸給表（二））				民 間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	賃金構造基本統計調査(宮城県)			平成19年 職種別民間給与 実態調査(県内) (宮城県人事委員会)	平成19年 職種別民間給与 実態調査(全国) (人事院)
										民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額
全 体	43.0歳	27人	235,407円	261,355円	255,282円	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円					
うち清掃職員	—	—	—	—	—					廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	—	—
うち学校給食員	38.9歳	9人	216,722円	230,015円	227,773円					調理士	41.8歳	240,500円	—	—
うち守衛	—	—	—	—	—					守衛	56.4歳	216,300円	324,209円	364,170円
うち用務員	45.1歳	12人	236,508円	250,259円	247,877円					用務員	53.9歳	227,200円	287,307円	301,590円
うち自動車運転手	47.7歳	3人	287,833円	349,031円	314,331円					自家用乗用自動車運転者	50.4歳	166,800円	300,844円	342,883円
うち電話交換手	—	—	—	—	—					—	—	—	—	331,590円
うち保育所調理員	42.4歳	3人	234,633円	252,328円	248,623円					調理士	41.8歳	240,500円	—	—

#### 【項目説明】

※1 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(\*)と表記しております。

※2 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことであります。

※3 「利府町」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※4 利府町、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があります、その内訳は下表のとおりです。

※5 町、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「利府町」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤手当、初任給調整手当を加えた数値(特勤手当及び時間外勤務手当は除く)を「平均給与月額(国ベース)」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。

#### ○平均給与月額に計上されている諸手当

利府町「平均給与月額」	利府町「平均給与月額(国ベース)」	国(行政職俸給表(二))「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査における平均給与月額	平成19年職種別民間給与実態調査における平均給与月額
扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 単身赴任手当 特勤手当 初任給調整手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 等で期末・勤怠手当、退職手当、寒冷地手当	扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額(管理職手当) 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当	職務手当 精勤手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額 等	職務手当 精勤手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当 等

#### 【注釈】

※1 「国(行政職俸給表(二))」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(二)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように

※2 「国(行政職俸給表(二))」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれておりません。

※3 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査(宮城県)」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年～平成18年の6月支給分の3年平均)ですが、この中には短期間の臨時的な労働者(アルバイト、パートタイマー等)を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。

※4 「平成19年職種別民間給与実態調査(県内)」とは、宮城県人事委員会が行った調査(県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

※5 「平成19年職種別民間給与実態調査(全国)」とは、人事院が行った調査(全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

(2)職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	合 計
全 体	—	—	—	(3人未満)	3人	3人	7人	5人	4人	(3人未満)	(3人未満)	—	27人
平均給与月額	—	—	—	*	237,451円	284,542円	239,706円	250,485円	276,848円	*	*	—	261,355円
うち清掃職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均給与月額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち学校給食員	—	—	—	(3人未満)	(3人未満)	(3人未満)	4人	(3人未満)	—	—	—	—	9人
平均給与月額	—	—	—	*	*	*	232,459円	*	—	—	—	—	230,015円
うち守衛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均給与月額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	—	—	—	(3人未満)	(3人未満)	—	3人	3人	(3人未満)	—	(3人未満)	—	12人
平均給与月額	—	—	—	*	*	—	249,370円	250,879円	*	—	*	—	250,259円
うち自動車運転手	—	—	—	—	—	(3人未満)	—	—	(3人未満)	(3人未満)	—	—	3人
平均給与月額	—	—	—	—	—	*	—	—	*	*	—	—	349,031円
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均給与月額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち保育所調理員	—	—	—	—	(3人未満)	—	—	(3人未満)	(3人未満)	—	—	—	3人
平均給与月額	—	—	—	—	*	—	—	*	*	—	—	—	252,328円

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(\*)と表記しております。

(3)その他給与に関する事項

①技能労務職員等に適用する給料表について

適用給料表	給料表の構造
労務職給料表	国家公務員行政職給料表(二)に準拠(1級～4級)

②技能労務職員等に支給される手当の状況

ア. 特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

技能労務職を対象にした特殊勤務手当はありません

イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

国の制度と異なる手当はありません

### ③技能労務職員等の昇格・昇給基準について

#### ア. 昇格基準について

昇格・昇任運用基準に規定する必要経験年数及び必要在級年数を満たした段階で昇格の対象となり、昇格の可否については、当該職員の勤務成績等を総合的に勘案し判断しています。

#### イ. 昇給基準について

昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明に基づき、勤務成績を総合的に勘案し、昇給号俸を決定しています。

## 2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

- ・平成18年4月1日より実施している給与構造改革により、給料表水準の引下げを行っており、段階的に給与の適正化を推進しています。
- ・自動車運転手、学校給食員、保育所調理員の平均給与額が、民間水準と比べ高い水準となっており、今後は、民間事業者との均衡を考慮した給与水準となるよう適正化に努めます。
- ・第3次利府町行政改革大綱、利府町定員適正化計画に基づき、定員管理の適正化を推進しています。

## 3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

- ・給与制度については、官民給与を比較及び生計費を考慮して給与が決定される国に準じており、今後も適正な給与制度の運用を図ります。
- ・昇給、昇格については、勤務成績等を適切に反映できるよう新たな人事評価システムを構築中です。
- ・技能労務職員については、退職不補充としており、平成13年度以降採用も行っておりません。今後も採用予定はありません。  
(平成13年度:35名 平成19年度:27名 8名削減)
- ・現在、民間委託の導入に向け検討中です。